



住宅改修に伴う固定資産税の減額

問い合わせ 資産税課 ☎229-3132 FAX229-3331

住宅(賃貸住宅は除く)について次の改修を行った場合、改修が完了した日から3カ月以内に申告すると、翌年度1年間の固定資産税が減額されます。申告方法など詳しくはお問い合わせください。



工事の種類	減額要件(以下の全てを満たしていること)	減額税額*1	工事内容
耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること 令和4年3月31日までに完了した改修工事であること*2 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの 一戸当たりの工事費用が50万円を超えていること 	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の2分の1	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事
	<ul style="list-style-type: none"> 上記の要件に加え、改修工事に伴い新たに長期優良住宅の認定を受けた住宅であること 	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の2	
バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none"> 新築された日から10年以上を経過した住宅 令和4年3月31日までに完了した改修工事であること*2 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの 補助金を除く工事費用の自己負担額が50万円を超えていること 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること 65歳以上の人、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかが居住していること 	居住部分1戸当たり100㎡までの部分の固定資産税額の3分の1	通路・出入口の幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化など
省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年1月1日以前から所在する住宅であること 令和4年3月31日までに完了した改修工事であること*2 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの 現行の省エネ基準に適合する工事であること 補助金を除く工事費用の自己負担額が50万円を超えていること 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること 	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の1	窓の断熱改修工事(必須)、窓の断熱改修工事と併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事
	<ul style="list-style-type: none"> 上記の要件に加え、改修工事に伴い新たに長期優良住宅の認定を受けた住宅であること 	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の2	

*1…適用が受けられるのは、1戸につき1回限りです。なお、耐震改修とバリアフリー改修に伴う減額、または耐震改修と省エネ改修に伴う減額はそれぞれ重複して適用することはできません。

*2…改修工事完了後、3カ月以内の申告に限りです。



国民健康保険加入者の皆さんへ

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3160 FAX229-5001

▶70～74歳の人へ高齢受給者証を送付

国民健康保険に加入中で70～74歳の方の自己負担割合を示す「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は、毎年7月31日です。8月から新たに有効になる高齢受給者証を、7月中旬に送付します。医療機関を受診するときは、国民健康保険被保険者証と併せて窓口で提示してください。

▶限度額適用認定証の申請を

国民健康保険の「限度額適用認定証」の有効期限は、毎年7月31日です。8月以降も継続して交付を希望する場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ申請してください。なお、8月以降有効となる認定証の申請は、7月8日(水)から受け付けます。

申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- 個人番号が確認できるものと身分証明書

※申請は郵送でも可(混雑緩和にご協力ください)

▶国民健康保険料の納付をお忘れなく

7月8日(水)から順次国民健康保険料納入通知書を送付します。第1期(普通徴収)の納期限は7月31日(金)です。最寄りの金融機関または郵便局、コンビニ、スマートフォンなどの専用アプリから納めてください。口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。また、納付が困難な場合は、保険医療助成課納付相談窓口(☎229-3161)または各総合支所市民福祉課(市民課)へご相談ください。